

四半期報告書

(第85期第3四半期)

日本製麻株式会社

NO. E00558

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日 本 製 麻 株 式 会 社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第85期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中本 広太郎

【本店の所在の場所】 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【電話番号】 神戸(078)332-8251

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 池田 明穂

【最寄りの連絡場所】 富山県砺波市三島町11番18号

【電話番号】 砺波(0763)32-3111

【事務連絡者氏名】 北陸工場長 渋谷 忠孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本製麻株式会社神戸本部
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第3四半期 連結累計期間	第85期 第3四半期 連結累計期間	第84期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	3,927,604	3,733,340	5,220,800
経常利益又は経常損失(△) (千円)	42,598	△38,790	58,867
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△150,316	△143,006	△186,038
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△267,149	△116,468	△284,111
純資産額 (千円)	1,692,070	1,557,583	1,675,095
総資産額 (千円)	5,055,646	4,334,647	4,863,213
1株当たり四半期(当期) 純損失金額(△) (円)	△4.10	△3.90	△5.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.4	23.6	23.8

回次	第84期 第3四半期 連結会計期間	第85期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△0.15	0.52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、かつ潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社および当社の子会社3社で構成され、当社は産業資材(黄麻製品、紙製品等)、各種マットおよび食品の製造加工、不動産開発事業を展開しております。

なお、その他事業はゴルフ関連工事がなくなったため、第1四半期連結会計期間より廃止いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日）におけるわが国経済は、復興需要などを背景に緩やかな回復基調となっているものの、世界景気の減速懸念や構造的エネルギー問題、個人消費を含めた国内景気はなお不透明な状況が続いております。しかしながら、2012年11月の衆議院解散に伴う政権交代により、新政権のデフレ脱却政策への取り組み期待などから円安、株高の流れとなり、景気回復に向けた明るい兆しも見え始めました。

このような経済状況のもと、当社グループの各事業においては、今後の成長戦略に基づき経営資源の効率的な運用を目指すとともに、財務体質の改善、リスク管理、およびコスト構造改革による「経営基盤の強化」を進めております。マット事業では原材料価格の高騰及びタイ国の人件費の上昇等厳しい環境で推移しました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,733百万円（前年同四半期比4.9%減）、営業損失は21百万円（前年同四半期は57百万円の営業利益）、経常損失は38百万円（前年同四半期は42百万円の経常利益）、四半期純損失は143百万円（前年同四半期は150百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（産業資材事業）

産業用包装資材は、北海道向け雑穀麻袋と輸出援助米用麻袋が好調に推移しましたが、紙袋資材では復興需要の減少などから各納入取引先における生産の縮小や海外への生産基地のシフトによる影響を受け受注の減少となりました。その結果、売上高は724百万円と前年同四半期と比べ2百万円（0.4%）の増収、営業利益は輸入コスト見直しにより収益は改善され13百万円と前年同四半期と比べ5百万円（70.3%）の増益となりました。

（マット事業）

自動車用フロアマットの需要は回復しましたが低価格車用マットが主力となり、中国向け高級車用マットの受注の減少、原材料価格の高騰およびタイ国の人件費の上昇等、厳しい状況が継続しました。生産性の効率化とコスト見直しによる収益改善に取り組んだ結果、売上高は1,453百万円と前年同四半期と比べほぼ同額で推移しましたが、営業損失は32百万円（前年同四半期は83百万円の営業利益）となりました。

(食品事業)

パスタの需要そのものは底堅いものの、欧州以外からの廉価な輸入品との競合とデフレによる市場の低価格志向により厳しい環境での推移となり、コスト構造改革により収益性の改善に取り組んでおります。また、レトルト製品はスープ系が伸び、特に一部のプライベートブランド製品のカレーの需要が大幅に増加しました。その結果、売上高は1,517百万円と前年同四半期と比べ72百万円(4.6%)の減収、営業損失は15百万円(前年同四半期は28百万円の営業損失)となりました。

(不動産開発事業)

土地賃貸等の売上高は37百万円と前年同四半期と比べ7百万円(26.7%)の増収、営業利益は13百万円(前年同四半期は1百万円の営業利益)となりました。なお、旧ホテル跡地開発の「イータウンとなみ」は平成24年7月に一部オープンとなり、第2次開発が進んでおります。

なお、水産事業、その他事業については、事業を廃止しているため前年同四半期との比較は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は4,334百万円、前連結会計年度末と比較して528百万円の減少となりました。主な要因は、流動資産では現金及び預金の減少258百万円、商品及び製品の減少85百万円、固定資産では投資その他の資産その他の減少37百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における負債は2,777百万円、前連結会計年度末と比較して411百万円の減少となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の減少361百万円、事業撤退損失引当金の減少44百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は1,557百万円、前連結会計年度末と比較して117百万円の減少となりました。この結果、自己資本比率は23.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為又はその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念及び企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者及び買付提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の開発・拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。
- ・マット事業につきましては、自動車メーカー及び消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。
- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した新商品の開発を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただきます、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成24年4月20日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会に議案とさせていただきます、株主の皆様のご承認をいただいております。

改訂の概要は、①買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、②買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の2点です。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様との共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会での承認可決の日から、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様へ当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,733,201	36,733,201	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株であります。
計	36,733,201	36,733,201	—	—

(注) 現物出資 日付 : 昭和25年12月9日 評価額 : 19,000千円
出資物件 : 土地建物什器備品等 発行株式数 : 380,000株

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	36,733,201	—	1,836,660	—	17,380

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 54,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,491,000	36,491	同上
単元未満株式	普通株式 188,201	—	同上
発行済株式総数	36,733,201	—	—
総株主の議決権	—	36,491	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。
2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本製麻株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通8	54,000	—	54,000	0.15
計	—	54,000	—	54,000	0.15

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
網本健二	代表取締役副社長 (経営企画推進統括役)	取締役副社長 (経営企画推進統括役)	平成24年7月1日
	取締役副社長 (経営企画推進統括役)	代表取締役副社長 (経営企画推進統括役)	平成24年11月21日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、なぎさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	417,936	159,427
受取手形及び売掛金	※1, ※2 935,167	※1, ※2 856,203
商品及び製品	282,052	196,924
仕掛品	132,606	154,644
原材料及び貯蔵品	501,534	443,811
繰延税金資産	56,276	44,076
その他	35,419	24,959
貸倒引当金	△1,500	△1,426
流動資産合計	2,359,493	1,878,621
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	349,132	337,655
土地	1,464,091	1,468,735
その他(純額)	188,438	161,213
有形固定資産合計	2,001,663	1,967,604
無形固定資産		
投資その他の資産	9,532	33,618
その他	609,714	572,106
貸倒引当金	△117,189	△117,303
投資その他の資産合計	492,524	454,803
固定資産合計	2,503,720	2,456,026
資産合計	4,863,213	4,334,647
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 1,069,584	※2 708,149
短期借入金	42,000	70,000
1年内償還予定の社債	—	6,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 327,901	※3 314,980
未払法人税等	21,323	10,743
賞与引当金	31,190	35,655
事業撤退損失引当金	47,147	2,152
その他	294,874	236,670
流動負債合計	1,834,020	1,384,352
固定負債		
社債	150,000	174,000
長期借入金	※3 959,908	※3 958,168
退職給付引当金	142,627	142,799
長期預り保証金	79,535	79,535
その他	22,027	38,207
固定負債合計	1,354,098	1,392,711
負債合計	3,188,118	2,777,064

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,836,660	1,836,660
資本剰余金	17,380	17,380
利益剰余金	△556,910	△699,916
自己株式	△4,630	△4,675
株主資本合計	1,292,500	1,149,448
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△25,320	△28,284
為替換算調整勘定	△109,573	△96,548
その他の包括利益累計額合計	△134,894	△124,832
少数株主持分	517,488	532,967
純資産合計	1,675,095	1,557,583
負債純資産合計	4,863,213	4,334,647

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	3,927,604	3,733,340
売上原価	3,062,518	3,004,506
売上総利益	865,085	728,833
販売費及び一般管理費	807,453	750,004
営業利益又は営業損失(△)	57,632	△21,171
営業外収益		
受取利息	3,058	2,607
受取配当金	5,164	4,395
為替差益	7,108	12,190
その他	4,911	3,208
営業外収益合計	20,243	22,402
営業外費用		
支払利息	26,201	28,917
シンジケートローン手数料	3,000	3,000
その他	6,075	8,104
営業外費用合計	35,276	40,021
経常利益又は経常損失(△)	42,598	△38,790
特別利益		
投資有価証券売却益	1,920	—
受取保険金	34,188	—
特別利益合計	36,109	—
特別損失		
減損損失	※1 91,014	—
災害による損失	※2 33,141	—
投資有価証券評価損	84	—
事業撤退損失引当金繰入額	22,750	375
特別損失合計	146,991	375
税金等調整前四半期純損失(△)	△68,284	△39,166
法人税、住民税及び事業税	13,118	15,915
法人税等調整額	63,106	86,194
法人税等合計	76,225	102,109
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△144,509	△141,276
少数株主利益	5,807	1,730
四半期純損失(△)	△150,316	△143,006

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△144,509	△141,276
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△28,945	△2,963
為替換算調整勘定	△93,694	27,771
その他の包括利益合計	△122,640	24,808
四半期包括利益	△267,149	△116,468
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△223,204	△132,945
少数株主に係る四半期包括利益	△43,944	16,477

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。	
なお、当該変更による損益に与える影響はありません。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	166,255千円	212,925千円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	386千円	—千円
支払手形	68,450千円	65,588千円

※3 財務制限条項

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

(1) 当連結会計年度末の借入金のうち、長期借入金797,240千円(1年内返済予定の長期借入金139,520千円を含む)には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

- ① 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- ② 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。
- ③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。

(2) 当連結会計年度末の借入金のうち長期借入金73,935千円(1年内返済予定の長期借入金29,406千円を含む)には、下記の財務制限条項が付されております。

当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。

- ① 単体の各決算期末において、借入実行日を含む連結会計年度の期首における単体の純資産額を下回った場合。
- ② 事前承認なく、第三者に対して145,000千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

(1) 当第3四半期連結会計期間末の借入金のうち、長期借入金719,225千円（1年内返済予定の長期借入金139,520千円を含む）には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

- ① 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- ② 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。
- ③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。

(2) 当第3四半期連結会計期間末の借入金のうち長期借入金190,920千円（1年内返済予定の長期借入金24,480千円を含む）には、下記の財務制限条項が付されております。

当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。

- ① 単体の各決算期末において、単体の純資産額が786,604千円を下回った場合。
- ② 事前承認なく、第三者に対して71,700千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。

（四半期連結損益計算書関係）

※1 減損損失

前第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を認識しました。

用途	養魚場
種類	土地、建物及び構築物
場所	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下和田643番地
減損損失	91,014千円

当社グループは、セグメントを主な基準に、独立の最小のキャッシュ・フローの単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

その結果、水産事業（浦安養魚場）はここ数年の景気の低迷及び鮎相場の下落等により収益性が低下してまいりました。今回の平成23年9月に発生した台風12号の水害による養魚設備の被災に伴い、当該事業に係る資産を回収可能価額まで減額し、減損損失91,014千円を計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物58,122千円、土地32,891千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりゼロとして評価しております。

※2 災害による損失

前第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

台風12号の被災による損失額であり、内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産減失損	16,306千円
有形固定資産減失損	12,024千円
その他	4,810千円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）
減価償却費	69,920千円	56,928千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	水産事業	不動産開発事業	その他事業	
売上高							
外部顧客への売上高	721,415	1,453,263	1,589,906	107,386	29,834	25,797	3,927,604
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	721,415	1,453,263	1,589,906	107,386	29,834	25,797	3,927,604
セグメント利益又は セグメント損失(△)	8,032	83,994	△28,473	△6,647	1,919	△1,194	57,632

(注) セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失(△)ベースの数値であります。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第3四半期連結会計期間の水産事業の資産の金額が147,985千円減少しております、これは、主として台風12号の被災に伴う災害損失の計上及び減損処理による有形固定資産の減少103,039千円、たな卸資産の減少16,306千円等によるものであります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

水産事業において減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては91,014千円であります。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	不動産開発事業	
売上高					
外部顧客への売上高	724,148	1,453,910	1,517,486	37,794	3,733,340
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	724,148	1,453,910	1,517,486	37,794	3,733,340
セグメント利益又は セグメント損失(△)	13,677	△32,689	△15,979	13,819	△21,171

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失(△)であります。

2. 水産事業は平成24年3月に、その他事業は第1四半期連結会計期間より事業を廃止いたしました。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△4円10銭	△3円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△) (千円)	△150,316	△143,006
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△) (千円)	△150,316	△143,006
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,679,976	36,678,474

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、かつ潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月14日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 井 博 生 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 平 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製麻株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 本 広太郎

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役経理部長 池 田 明 穂

【本店の所在の場所】 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本製麻株式会社神戸本部
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中本広太郎及び当社最高財務責任者取締役経理部長池田明徳は、当社の第85期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

